

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 7年 2月 3日

名古屋国道事務所長 菅沼 真澄

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局名古屋国道事務所の既設の八町横断歩道橋昇降設備（以下「当該設備」という）の修繕工事に関する公示である。

対象となる修繕工事は、既設設備の機能・性能に影響を及ぼすものであり、修繕により当該設備内の他の部分への影響や一部設備更新による接続要件のすり合わせなどの検討や対策を含むものである。

既設設備は、当事務所の工事目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等により、当初受注者が独自に開発・設計・製作・据付したもので、製作段階で当初受注者固有の構造・形状となっており、装置形状や構成部品が独自の製品を含み、接続条件や動作条件が独自の要件となって一体化された設備である。

よって、本修繕工事は、当該設備の当初受注者を契約の相手方（以下、「特定予定者」という）とし契約手続きを行う予定としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、当該設備の修繕工事の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、一般競争入札（施工能力評価型Ⅱ型）にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和7年度 1号八町横断歩道橋昇降設備修繕工事
- (2) 工事内容 既設の八町横断歩道橋昇降設備にかかる修繕工事を行うこと。
(なお、詳細は別添資料「工事説明書」を参照のこと。)
- (3) 対象設備 別紙1「対象設備一覧表」参照。
- (4) 工 期 契約締結の翌日から令和8年12月25日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に付す応募要件は次のとおりとする。

- (1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 令和7・8年度競争参加資格審査申請の定期受付において、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度の機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定

を令和7年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

- ③会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、当該工種とは、22工種の各工種区分をいう。
- ⑥本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。

また「本工事に係る設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

名古屋国道事務所に係る以下の業務

- ・令和6年度 名古屋国道維持積算業務
（令和6年度名古屋国道維持積算業務 PS・イッセイ設計共同体）
- ・令和6年度 名古屋国道道路管理技術資料作成業務
（平成6年度名古屋国道道路管理技術資料作成業務 中部復建・復建エンジニアリング設計共同体）

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

- ⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることが、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法

施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（i）会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ii）会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（iii）会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

（iv）会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、中部地方整備局管内に所在すること。

また、経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書、技術資料（競争参加資格確認資料）、工事施工内容確認資料（以下「申請書等」という。）を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の所在地が、上記区域内であること。

⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（2）実績に関する要件

平成 21 年度以降に元請けとして、引渡が完了した当該設備と同種の設備を新設、改造、更新、又は修繕した工事实績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成 21 年度以降に元請けとして当該設備と同種の設備を新設、改造、更新、又は修繕した工事实績を有すること。ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

(3) 配置予定技術者について

次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①監理技術者を配置する場合は、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものに限る。））又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②主任技術者を配置する場合は、①に示す要件に該当する者、もしくは、下記に示す資格を有する者であること。

・「建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第 7 条の三及び国土交通省告示第 1424 号（平成 17 年 12 月 16 日）参照）

③同一の者が上記（2）に掲げる工事（平成 21 年度以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事事品質確認技術者としての経験は除く。）

（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

経常建設共同企業体にあつては、一人で（3）①の基準を満たし、上記（2）に掲げる同種設備の実績を有した技術者を構成員の何れかで 1 名、配置できること。残りの構成員においては上記の（3）①の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第 2 7 条第 1 項で定める金額の 3 倍未満で契約した企業においては、上記（3）①の基準を満たし、上記（2）の同種設備の実績を有した技術者を 1 名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

④配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3 ヶ月以上）があること。なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなす。

⑤工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(4) 技術力に関する要件

①本修繕工事の昇降設備における交換部品の納入体制を有すること。

②本修繕工事に係る昇降設備全般の検査・試験等に関する自らの体制を有すること。

③本修繕工事完成後のアフターケア体制を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒467-0833 愛知県名古屋市瑞穂区鍵田町2丁目30番地
名古屋国道事務所 経理課

電話：052-853-7321, メールアドレス：cbr-keimeiko@mlit.go.jp

②技術関係

〒467-0833 愛知県名古屋市瑞穂区鍵田町2丁目30番地
名古屋国道事務所 工務課

電話：052-853-7328, メールアドレス：cbr-na-kikai@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和7年2月3日（月）から令和7年2月12日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで）

交付場所：上記（1）②に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和7年2月13日（木） 12時00分

提出場所：上記（1）②に同じ。

電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和7年2月10日（月） 16時00分

受付場所：上記（1）②に同じ。

電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回答日：令和7年2月11日（火）、12日（水）の2日間

回答方法：上記（1）②において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日：令和7年12月13日（木）

実施場所：上記（1）②に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日：令和7年2月19日（水）

通知方法：電子メールによる。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：4. (1) ①に同じ。

(3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

(4) 上記3. (1) ②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も参加意思確認書等を提出することができるが、本手続き後の一般競争入札に参加するためには、令和7年4月1日時点において、当該資格の認定を受け、かつ、参加資格の確認を受けていなければならない。

別紙 1

対象設備一覧表

(八町横断歩道橋昇降設備)

設備名称	工事区分				規格等	備考
	撤去	既設	取替	新設		
かご			○			
つり合いおもり				○		
レール			○	○	かご用取替 おもり用新設	
地震感知器 (P/S 波)			○	○	P 波新設 S 波取替	
油圧ジャッキ	○					
巻上機				○		
制御盤			○			
パワーユニット	○					
受電盤			○			
三方枠 (全階)		○			SUS/H L 仕上	
扉 (全階)			○		SUS/H L 仕上	
敷居 (全階)		○			SUS	
乗場押釦 (全階)			○			
インジケータ (全階)			○			
AC100V点検用 コンセント		○				既設使用
煙感知器 (外部点検型)		○				既設使用
ピットタラップ			○			
フェッシャープレー ト (全階)			○			
乗場扉開閉装置 (全階)			○			
かご用緩衝器ベース			○			
おもり用緩衝器ベー ス				○		

※対象設備はいずれも1, 2号機双方を示す。